



# 島根県報

平成21年10月27日（火）

第 2, 1 3 2 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

定例県議会を招集する月の変更	(財 政 課)	2
救急病院の所在地の変更	(医 療 対 策 課)	2
保安林の指定施業要件の変更	(森 林 整 備 課)	2
島根県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱の一部改正	(建 築 住 宅 課)	2

**【特定調達公告】**

港湾荷役機械リーチスタッカー調達に係る一般競争入札の実施	(港 湾 空 港 課)	4
------------------------------	-------------	---

**【公安告示】**

施設警備業務 1 級検定の実施	(警 察 本 部)	6
-----------------	-----------	---

**告 示****島根県告示第740号**

平成21年12月に招集すべき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の定例会は、定例県議会を招集する月（昭和27年島根県告示第733号）の規定にかかわらず、平成21年11月に招集する。

平成21年10月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第741号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院として指定した次の医療機関について、所在地の変更の申出があったので告示する。

平成21年10月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
独立行政法人国立病院機構浜田医療センター	浜田市黒川町3748	浜田市浅井町777-12	平成21年11月1日

**島根県告示第742号**

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年10月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成12年8月4日島根県告示第639号、平成12年9月5日島根県告示第690号（2に係るものに限る。）、平成14年3月26日島根県告示第337号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第743号**

島根県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱（平成7年島根県告示第849号）の一部を次のように改正する。

平成21年10月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

様式第1号を次のように改める。

## 様式第1号（第3条関係）

(表面)

交付日	年 月 日	登録番号 第	号
建築士登録番号	氏 名	生 年 月 日	
級第	号		

島根県地震被災建築物

応 急 危 険 度 判 定 士 登 録 証

島根県知事 印

写 真

(裏面)

血液型	連絡先
-----	-----

本証は、島根県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱第3条の規定に基づき島根県知事が認定し、交付したものである。

更新年月日

1回目	2回目
-----	-----

注 1 応急危険度判定のために建築物又は建築物の敷地に立ち入るときは本証を携帯し、関係人から求められたときは、これを提示しなければならない。

2 本証は、5年ごとに更新しなければならない。

## 備考

- 1 用紙の大きさは、縦5.4センチメートル、横8.5センチメートルとする。
- 2  は、緑色とする。

**附 則**

(施行期日)

1 この告示は、平成21年10月27日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の島根県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱の規定により交付されている島根県地震被災建築物応急危険度判定士登録証（以下「登録証」という。）は、この告示による改正後の島根県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱の規定により交付された登録証とみなす。

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成21年10月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 調達内容****(1) 調達件名及び数量**

港湾荷役機械リーチスタッカー 1台

**(2) 調達物品の特質等**

調達物品の性質等に関し、入札説明書で指定する特質等を有すること。

**(3) 納期限**

平成22年3月26日

**(4) 納入場所**

島根県浜田市熱田町2135-2 島根県浜田県土整備事務所浜田港湾管理所

**(5) 入札方法**

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

**2 入札参加資格****(1) 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。**

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（大分類「5 車両船舶類」中分類「(1) 車両類」）に登録されている者であること。

ウ 港湾荷役機械リーチスタッカー調達に係る物件（以下「調達物件」という。）の提案をした者であって当該提案について要求仕様を満たすものであると開札の日の前日までに知事の承認を受けた者であること。

**(2) 入札の参加を希望する者は、調達物件の提案を記載した書類（以下「調達物件提案書」という。）を提出し、調達物件提案書に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。****ア 提出期間**

原則として平成21年11月6日から平成21年11月20日までとする（土日及び祝日を除く。）。ただし、平成21年11月24日から開札の日の前日までの期間内に提出することを妨げるものではない。

## イ 提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで（郵送による場合も平成21年11月20日午後4時までに到着していること。）

## ウ 提出場所及び提出方法

3(1)に掲げる場所へ持参又は郵送により提出するものとする。

## エ 承認審査の打ち切り

アただし書に規定する期間内に調達物件提案書を提出した場合において、開札の日の前日までに審査を終了することができないときは、審査を打ち切るものとする。

## 3 入札手続等

## (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地 島根県土木部港湾空港課

電話 0852-22-5573 ファクシミリ 0852-31-6247

## (2) 入札説明書の交付方法

平成21年10月27日から平成21年11月20日までの間、交付場所において交付するものとする。

## (3) 入札書の受領期限及び場所

ア 期限 平成21年12月8日午後2時（郵便又は信書便による入札にあつては、正午までに到着していること。）

イ 場所 平成21年12月8日正午までは(1)に掲げる場所とし、それ以降は(4)イに掲げる場所とする。

## (4) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年12月8日（火）午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟第5会議室

## 4 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

## (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札書の提出時に納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。

## (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札に求められる義務を履行しなかったときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## (6) 契約書の作成の要否

要する。

## (7) 落札者の決定方法

調達物件提案書により本公告に示した調達内容を履行できると知事が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であつて、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (8) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : A Reach Stacker
- (2) Desired Date of Delivery : March 26 , 2010
- (3) Place of Delivery : Hamada Harbor Management Office , Shimane Prefecture
- (4) Deadline of Tender : 2:00 p.m. on December 8 , 2009  
(Applications by mail must be received by the prefectural office by noon on December 8 , 2009)
- (5) Please tender all information to : Harbor and Airport Division , Department of  
Public Works , Shimane Prefectural Government 8 Tonomachi , Matsue-shi Shimane-ken ,  
690-8501 Japan  
Phone number 0852-22-5573 Fax number 0852-31-6247

## 公安委員会告示

### 島根県公安委員会告示第116号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成21年10月27日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

#### 1 検定を実施する警備業務の種別及び級

施設警備業務1級

#### 2 検定実施日時

##### (1) 学科試験

平成22年1月27日（水） 午前9時から午前11時まで

##### (2) 実技試験

平成22年2月16日（火） 午前9時から午後5時まで

#### 3 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

#### 4 受検定員

30人

#### 5 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

##### (1) 学科試験の科目

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 施設警備業務の管理に関すること。

オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### (2) 実技試験の科目

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 施設警備業務の管理に関すること。

ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 6 受検資格

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当する者

- (1) 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 都道府県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

## 7 受検手続に関する事項

### (1) 受付期間

平成21年12月14日（月）から12月25日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。ただし、申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

### (2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

### (3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 添付書類

(ア) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

(イ) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(ロ) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(ハ) 6(1)に該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する警備業務従事証明書1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、6(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出する。

(ニ) 6(2)に該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

### (4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書にはり付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

## 8 その他

(1) 受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

(2) 検定当日は、午前9時から午前9時20分までを受付時間とする。

## 9 問い合わせ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110内線3491、3493）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行くこと。